

# 情報ステーション

\*\*\* 春季号 \*\*\*

2013 APR by T's office

## 平成 25 年税制改正のポイント②贈与税

今通常国会に提出されていた平成 25 年度税制改正法案は、衆議院での一部修正を経て、3 月 29 日に参議院本会議で可決・成立し、3 月 30 日に公布されました。春季号では、マスコミ等でも大きくとりあげられています、贈与税の非課税について解説します。

### ① 教育資金の贈与税非課税制度

祖父母や父母などから教育資金を贈与された場合は、受贈者（贈与を受ける人）一人当たり 1,500 万円まで贈与税を非課税とする特例が創設されました。

贈与者である祖父母等が、子あるいは孫等（30 歳未満の者に限る）の教育資金に充てるために金銭等を拠出し、それを信託銀行等に信託した場合に、その信託の受益権者である子や孫等一人につき 1,500 万円まで贈与税が非課税となります。教育資金には、学校等の入学金や授業料のように学校等に支払われる費用のほか、習い事や塾など学校以外に支払われる費用も含まれることになっています。学校等には、幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校、大学、大学院が含まれます。学校等に支払われる費用には、入学金、授業料の他、入園料、保育料、施設設備費、教育充実費、修学旅行・遠足費などが含まれています。ただし、教科書代、学用品費、修学旅行費、学校給食費などであっても、学校等ではなく業者等に直接支払われる費用はこの非課税対象にはなりません。（学校等が費用を徴収し業者等に支払う場合は OK です）

学校等に支払われるもの以外の教育資金は 500 万円が非課税の上限とされています。学校等以外の教育資金は、以下のような費用が対象となります。①学習（学習塾・家庭教師、そろばん塾など）②スポーツ（スイミングスクール、野球チームなど）③文化芸術活動（ピアノ個人指導、絵画教室、バレエ教室など）④教養向上のための活動（習字、茶道など）。信託された教育資金の払出しに際しては、金融機関が領収書等によって教育目的の払出しであることを確認し書類を保存します。この特例を選択する場合は、金融機関を経由して「教育資金非課税申告書」を税務署に提出します。

なお、この特例は 25 年 4 月 1 日から 27 年 12 月 31 日の贈与に適用されます。

**顧客第一主義の会計事務所**

<http://takeichi-zei.com/>

発行：竹市会計事務所 2013.4.5